

○議長 玉城 勇君 ただいまから令和3年第2回南風原町議会定例会を開会します。

開会（午前10時00分）

○議長 玉城 勇君 これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長 玉城 勇君 日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって9番 金城好春議員、10番 浦崎みゆき議員を指名します。

### 日程第2. 会期の決定

○議長 玉城 勇君 日程第2. 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月18日までの11日間にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 玉城 勇君 異議なしと認めます。したがって会期は、本日から6月18日までの11日間と決定しました。なお、会期中の会議予定については、お手元に配付いたしました会期日程表のとおりであります。

### 日程第3. 議長諸般の報告

○議長 玉城 勇君 日程第3. 議長諸般の報告を行います。議長諸般の報告を行う前に一言、議員の皆さんに協力をお願いします。5月21日にコロナの感染の急速な拡大、医療提供体制の逼迫が見られることから、5月23日から6月20日まで、沖縄県において緊急事態宣言が発出されました。そのような中、現在では連日のように感染者の報告が100人超え、また300人超えと急速な感染拡大の報告があります。医療体制の逼迫、県経済に多大なる影響が出ております。このような中、本日6月定例会の開催が重なり開会することになりました。議員各位におかれましては、これまで以上に感染予防のための手指衛生及び咳エチケット、他人との接触機会を減らし、3つの密を避ける不要不急の外出の自粛など今まで以上の注意を行い、今定例会が無事に閉会できますようにご協力をお願いいたし

ます。

それでは議長諸般の報告を行います。令和3年第1回定例会の後から本日までの諸般の報告は、お手元に配付されているとおりでございます。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、毎年予定されております各種定例会や会議等が中止になりました。開催され参加した会議等については、事業名、日時、開催場所を日付順に記入してございます。議員各位で、後ほどご一読くださいますようお願いいたします。

次に、令和3年3月以降に行われた一部事務組合の臨時会は、南部広域行政組合議会の臨時会のみで、その報告書が2ページから4ページに提出されております。また、町監査委員から令和3年例月現金出納検査結果の2月、3月、4月分の報告書が提出されておりますので、各自ご覧になっていただきたいと思っております。

次に、令和3年第1回定例会以後に受理しました陳情第7号から第11号までの陳情5件は、6月3日に配付しました陳情書の写しのとおり所管の常任委員会に付託しましたので、ご報告いたします。以上をもって諸般の報告といたします。

### 日程第4. 町長の町政一般報告

○議長 玉城 勇君 日程第4. 町長の町政一般報告を行います。町長から町政一般報告の申し出がありましたのでこれを許します。副町長。

○副町長 国吉真章君 おはようございます。それでは、私のほうから町政一般報告をさせていただきます。

初めに、総務部総務課関係について申し上げます。新型コロナウイルスに関する情報につきまして町ホームページやLINEを活用し随時発信しております。また、防災無線により国県の動向や外出自粛、マスク・手洗い等の徹底を呼びかけております。

6月3日、沖縄県は「特措法に基づく緊急事態措置に係る沖縄県対処方針」の強化を図る見直しを行うなど、予断を許さない状況が続いております。今後とも感染拡大防止の取り組みに対し、引き続き町民の皆様とご理解とご協力をお願いいたします。

4月15日に町への一般寄附金といたしまして、大城新正様、5月17日に（株）シビルエンジニアリング様より寄附がありました。本町の福祉向上や教育の充実のために活用してまいります。

次に、企画財政課関係について申し上げます。令和3年度南風原町予算説明書「ハイさいよーさん」を6月1日に発刊し、町ホームページで公開しております。町民の皆様にご覧いただき、町政に対する関心とご提

案がいただければ幸いです。

次に、税務課関係について申し上げます。令和3年度の町県民税申告受付を2月8日から3月15日まで町民ホールにて実施しました。三密対策の一つとして、郵送による申告を促し、会場配置の工夫や消毒の徹底など、感染防止策を講じながら「長時間待たせない、早い申告」の実施に向けて税務課職員全員体制で取り組みました。期間中に3,414件、うち郵送で735件の受付を行いました。

次に、住民環境課関係について申し上げます。3月13、14日の2日間、イオン南風原において、与那原町との合同によるマイナンバーカードの出張申請を行いました。179件の申請を受け、5月1日にはカード発送を完了しました。また、マイナンバーカードを申請後、都合により日中窓口を受け取りに來れない方を対象に毎月2回、予約制の夜間窓口を開設し、住民サービス向上及び、マイナンバーカードの普及促進に取り組んでおります。今後もマイナンバーカードの出張申請窓口については、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら開催を検討しており、今後もより良い住民サービス拡充に取り組んでまいります。

次に、民生部こども課関係について申し上げます。令和3年度の認可保育園等の4月入園決定者数は2,046人、待機児童数は40人です。新設する19名定員の小規模保育園ひよこ乳児園（仮称）は10月開園、増築し30名定員増のやまがわ保育園は、令和4年4月受入れに向けて取り組んでいます。新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の中、町内小中学校の休校を受け、医療従事者等で仕事を休むことが困難な保護者を除き、保育所等、学童クラブを利用する保護者に、家庭保育や登園自粛の協力依頼を行いました。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、ひとり親世帯等へ児童一人当たり3万円を支給するひとり親世帯等子育て支援給付金は、6月9日に各世帯への支給を行います。

次に、保健福祉課関係について申し上げます。緊急事態宣言の発出を受けて、高齢者を対象とした事業は一部中止しております。新型コロナウイルスワクチン接種会場までの移動手段がない、ひとり暮らし高齢者の方等への移動支援事業は6月4日現在で78件の申請がありました。引き続き必要な方への周知を図ってまいります。介護サービス事業所等職員を対象としたPCR検査を令和2年度に引き続き実施しており、5月24日から町内の事業所への検査容器の受渡しを行っています。

次に、国保年金課関係について申し上げます。緊急

事態宣言の発出を受けて、5月23日から総合保健福祉防災センター（ちむぐくる館）の健康増進室及びホール等の一般貸出しを停止しております。新型コロナウイルスワクチン予防接種については、65歳以上の高齢者への集団接種を町立中央公民館で5月9日から開始し、これまで12回実施しました。1回目接種を終えた方が2,040名、そのうち600名の方が2回目接種を終えています。また、町内高齢者施設入所者へのワクチン接種も5月7日から実施しております。個別接種については、今月中旬から開始できるよう町内医療機関と調整中であり、準備が整い次第、ホームページ等で周知してまいります。ワクチン接種事業は、感染症対策の重要な柱として市町村が実施することとなっており、円滑に実施できるよう全庁体制で取り組んでまいります。

次に、経済建設部まちづくり振興課関係について申し上げます。例年5月開催の南風原町商工会主催公共事業執行計画等説明会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため昨年に続き中止となり、工事及び委託業務の発注予定及び概要等資料を商工会へ提供しました。橋梁等長寿命化点検事業では、橋梁等長寿命化点検業務を5月31日に契約しました。また、計画業務では、市街化区域編入及び用途地域指定業務を4月23日に、令和3年度南風原町交通基本計画策定業務を4月28日に契約し、さらに、南風原南インターチェンジ周辺整備計画検討業務、南風原北インターチェンジ周辺土地利用計画（案）策定業務を4月30日に契約しました。令和2年度に完成した工事で優秀な工事成績を納めた、（株）桃原農園を、その業績を讃え「南風原町優秀建設工事表彰要綱」に基づき、5月31日に表彰いたしました。

次に、都市整備課関係について申し上げます。街路事業の津嘉山中央線について、契約繰越で進めていました工事1件が6月2日に完了しました。残りの工事2件を6月末契約に向けて取り組んでおります。津嘉山中央線（2工区）は契約繰越で進めております用地1件と物件1件については、9月末完了を予定しております。

次に、区画下水道課関係について申し上げます。津嘉山北土地区画整理事業では、出来形確認測量委託業務が3月30日、造成工事2件が5月6日、5月27日に完了し、残り1件の工事が6月末完了見込みで、繰越明許費についてはほぼ執行しております。下水道事業の未普及解消対策（汚水）事業では、管敷設工事1件が5月12日に完了し、繰越明許費は全て執行済みです。浸水対策（雨水）事業では、工事1件が5月12日に完

了しました。残りの繰越明許費については、6月中に照屋地内の雨水幹線工事2件、磁気探査業務1件、物件補償委託業務1件、それぞれ契約を締結し、12月完了を予定しております。

次に、産業振興課関係について申し上げます。農政関係では、例年4月に南風原町農業用廃プラスチック適正処理対策協議会定期総会、5月にJAおきなわ南風原支店各生産部会総会、6月に南風原町普及事業連絡協議会総会が開催されますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面決議を行い総会開催が自粛されました。商工関係においては、5月に南風原町観光協会定期総会、南風原町商工会通常総代会、琉球絣組合事業協同組合通常総会が新型コロナウイルス感染拡大防止対策を行い、開催されました。

次に、教育部教育総務課関係について申し上げます。保健体育関係は、5月に予定していた第28回町シニアスポーツ大会については、共催の町老人クラブ連合会と協議の上、新型コロナウイルス感染症拡大対策のため、当面の間、延期としました。また、社会体育施設や学校施設の一般開放については、緊急事態宣言期間における沖縄県の対処方針に沿って、貸出しを停止しております。令和2年度分の学校給食費において、コロナ禍による学校臨時休業に伴い提供できなかった日数分4,104件中、3,511件の還付を終えております。町体育協会では、4月から6月に行われる夏季大会について、中止としております。3月25日、町育英会へ、(株)宮昌工業様より寄附がありました。本町の人材育成のために活用してまいります。また、5月27日に町育英会役員会を開催しました。令和3年度の学資貸与者は新規1名、継続3名となっております。

次に、学校教育課関係について申し上げます。町立幼稚園、小中学校において、感染症拡大防止対策を行いながら幼稚園では4月5日、小中学校では4月8日に入学式を開催いたしました。今年度の幼稚園の入園児は、4園で21学級535人(うち5歳児388人、4歳児147人)、新1年生は小学校で19学級で548人、中学校が15学級で508人です。なお、前年度に比べ入園児及び新1年生の人数は、幼稚園が39人増、小学校が33人増、中学校は46人の増となっております。5月17日の令和3年度第1回南風原町4園全体研修会では「幼児教育の重要性と方向性」について講師を招き、今後の幼児教育に資するための講演会をオンラインにより開催しました。さらに、新型コロナウイルス感染症拡大防止としての沖縄県の要請を受け、町立幼稚園、小中学校を6月8日本日から6月20日まで、臨時休業とすることを決定しました。

次に、生涯学習文化課について申し上げます。文化センターでは3月15日より、第27回音楽会「JAZZの歴史と楽しみ」を、南風原町公式動画チャンネルにて配信しました。拝聴した方々からは「外出ができない中、家でゆっくりとJAZZライブが楽しめた。JAZZの歴史も勉強になった。とても感動した。」など多数の感想がありました。また、南風原町電子図書館地域資料コーナーを開設し、町史や文化センター刊行書籍など100冊以上を公開しました。コロナ禍でも、自宅でスマホやタブレット等で南風原の歴史や文化を学ぶことができるサービスを開始しました。4月24日から5月16日には、「南風原の織物がむしゅら物語～戦後南風原の織物産業を支えた力～」と題し、第86回戦後史企画展を開催しました。来場者からは、「絣・花織が現在のような伝統工芸品になるまでには、南風原の人たちの努力と団結があったことを知った」などの感想がありました。5月11日に、中央公民館において地域学校協働本部実行委員会を開催し、今年度の事業計画の確認を行いました。本町児童生徒の多種多様な学びの機会充実を目的に事業を実施してまいります。町育英会では、5月27日に役員会を開催しました。その中で国際交流事業の海外派遣については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止と判断いたしました。緊急事態宣言期間における県の対処方針を踏まえ、中央公民館、文化センターを5月23日から、図書館を5月24日から6月20日までの間、臨時休館いたしますので、ご理解のほど宜しくお願いいたします。

以上を申し上げ、令和3年第2回南風原町議会定例会の町政一般報告といたします。毎回別紙で定例会ごとに報告しています公共工事等に関する行政報告書については、3月定例会以降の1,500万円以上の工事はありませんでしたのでおつけしていないということをご報告いたします。以上で終わります。

○議長 玉城 勇君 以上をもって町長の町政一般報告を終わります。

続きまして、これから議案の上程に入ります。

#### 日程第5. 議案第26号 令和3年度南風原町一般会計補正予算(第3号)

○議長 玉城 勇君 日程第5. 議案第26号 令和3年度南風原町一般会計補正予算(第3号)を議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第26号 令和3年度南風原町一般会計補正予算(第3号) 令和3年度南風原

町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,038万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ150億9,231万7,000円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。（地方債の補正）第2条 地方債の追加は、「第2表地方債補正」による。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 玉城 勇君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それでは議案第26号 令和3年度南風原町一般会計補正予算（第3号）について概要を説明いたしますので、資料1をお願いいたします。まず、2ページの第1表歳入歳出予算補正について説明します。今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策関連及び状況の変化による補正の必要が生じたので、歳入・歳出それぞれ1億4,038万8,000円を追加し、補正後の一般会計予算額は150億9,231万7,000円となります。内容については、7ページ以降の事項別明細書で説明いたします。

4ページをお願いいたします。第2表地方債補正について説明します。消防債の防災設備整備事業債は、東部消防組合への水難救助車の更新に係るもので、限度額は710万円となり、補正後の地方債限度額の合計は7億9,820万円になります。

それでは、歳入について説明いたします。7ページをお願いいたします。14款2項1目。民生費国庫補助金4,959万7,000円の増のうち、子ども・子育て支援交付金の増は、各保育園・保育施設等に対する延長保育、一時保育等に係る消毒液・マスク等の購入費補助の対象施設の増及び補助基準額の変更、並びに病児保育事業に係る補助基準額の変更によるもので、補助率3分1となります。保育対策総合支援事業費補助金の減は、各保育園・保育施設等の消毒液・マスク等の購入費補助が定員数に応じた補助基準額の変更によるもので、補助率2分の1となります。ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分事務費及び事業費補助金は、ひとり親世帯以外の住民税非課税世帯等について児童1人当たり5万円を給付するための給付金で補助率10分の10です。2目。衛生費国庫補助金145万円の増は、介護保険の新規利用高齢者や家族等介護者が感染しショートステイ等が必要となった高齢者へPCR検査費用を助成する事業に係る補助金で補助率2分の1です。

8ページをお願いします。15款2項1目。総務費県補助金4,007万7,000円の増は、一括交付金事業の追加

事業分の計上で、主に21ページの歳出で計上の東部消防組合水難救助車整備事業負担金です。2目。民生費県補助金297万8,000円の増は、7ページで説明した子ども・子育て支援交付金の県負担分3分の1です。6目。教育費県補助金798万2,000円の減は、スクール・サポート・スタッフ配置事業補助金の交付決定額の減によるものです。13目。市町村権限移譲交付金28万1,000円は、パスポート交付時に使用する窓口端末機の入替えに係る費用の交付金で、交付率10分の10です。

9ページをお願いいたします。15款3項5目。教育費県委託金15万円の増は、南風原中学校がSDGsに関する教育研究について県の研究指定を受けたことによる委託金です。

10ページをお願いいたします。17款1項1目。一般寄附金60万円の増は、一般寄附2件によるものです。

11ページをお願いいたします。18款1項1目。財政調整基金繰入金4,070万7,000円の増は、今回の補正予算歳入歳出の調整により歳入不足額を補うため、財政調整基金より繰入れを行うもので、繰入れ後の基金残高は9億2,207万3,000円となります。

12ページをお願いいたします。20款5項7目。雑入543万円増のうち、一般コミュニティ事業助成金は、各字自治会の備品購入に係る費用の助成金です。保険者機能強化推進交付金は、16ページの歳出で計上の介護予防事業の運動教室等における委託料、備品購入費等に係る費用の交付金で交付率10分の10です。

13ページをお願いいたします。21款1項7目。消防債710万円の増は、4ページ第2表地方債補正で説明したとおりです。

引き続き、歳出について説明いたします。14ページをお願いいたします。2款1項1目。一般管理費97万8,000円の増は、職員の産休・育休代替となる会計年度任用職員人件費です。5目・財政調整基金費60万円の増は、歳入10ページで説明した一般寄附の基金への積み立てです。11目。諸費251万円の増は、歳入12ページで説明した各字自治会の備品購入費の計上で、今年度は6地区への助成を予定しています。12目。地域づくり推進事業費50万円の増は、昨年度末に教育寄附金があったため町育英会への補助金の計上です。

15ページをお願いいたします。2款3項1目。戸籍住民基本台帳費28万1,000円の増は、歳入8ページで説明した備品購入費の計上です。

16ページをお願いいたします。3款1項1目。社会福祉総務費279万8,000円の増は、社協職員の産休・育休代替となる臨時職員の配置に係る町社会福祉協議会補助金です。2目。老人福祉費293万円の増は、歳入12

ページで説明した介護予防事業の運動教室等に係る委託料、備品購入費等です。

17ページから18ページをお願いいたします。3款2項1目。児童福祉総務費5,671万1,000円増のうち、5,651万9,000円は、歳入7ページで説明したひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分補助金に係る費用で、会計年度任用職員人件費、システム改修委託料、子育て世帯給付金の計上です。18節の新型コロナウイルス感染拡大防止事業補助金20万円の減は、国の補助基準額の変更によるものです。同じく18節自治会等こどもの遊び場及び遊具等設置補助金は、喜屋武地区の広場整地に係る補助金です。2目。保育所運営事業785万1,000円増は、宮平保育所に管理栄養士を配置するため会計年度任用職員人件費221万5,000円の計上と、歳入7ページで説明した子ども・子育て支援交付金及び保育対策総合支援事業費補助金に係るものです。10節及び18節の新型コロナウイルス感染拡大防止事業補助金の増は、各保育園・保育施設等に対する延長保育、一時保育等に係る消毒液・マスク等の購入費の計上です。また、保育環境改善等事業補助金250万円の減は、各保育園・保育施設等の消毒液・マスク等の購入費が定員数に応じた補助基準額の変更によるものです。12節委託料153万6,000円の増は、病児保育事業に係る補助基準額の変更によるものです。3目。児童厚生施設費120万円の増は、町内4児童館における新型コロナウイルス感染対策に係る消耗品費です。

19ページをお願いいたします。4款1項2目。予防費290万円の増は、歳入7ページで説明した疾病予防対策事業費等補助金に係るPCR検査委託料です。

20ページをお願いいたします。4款2項1目。塵芥、し尿処理費134万4,000円の増は、会計年度任用職員配置のための人件費です。

21ページをお願いいたします。9款1項1目。常備消防費3,553万円の増は、東部消防組合の水難救助車を買替えるための負担金です。

22ページをお願いいたします。10款1項2目。事務局費65万6,000円の増は、小中学校へのタブレット導入に伴い、ICTを活用した授業で著作物の教材等を利用するための管理協会への負担金です。

23ページをお願いいたします。10款2項小学校費、1目。学校管理費は、歳入8ページで説明したスクール・サポート・スタッフ配置事業補助金の交付決定額の減による財源組替えです。2目。教育振興費の237万8,000円の増は、クラス増による校内ネットワーク環境整備委託料、電子黒板、タブレット端末収納キャビネットの備品購入費です。13節使用料及び貸借料は、

昨年度新型コロナウイルスの影響でアイススケート教室が実施できなかった児童が、今年度実施するためのアイススケートリンク使用料です。17節の教育振興備品購入費は、南風原小学校のサッカーゴール劣化による買替えです。

24ページをお願いいたします。10款3項中学校費、1目。学校管理費の15万円の増は、歳入9ページで説明した南風原中学校の県研究指定校に係る流用元の補填です。2目・教育振興費の840万1,000円の増は、クラス増による校内ネットワーク環境整備委託料、電子黒板、タブレット端末収納キャビネットの備品購入費です。

25ページをお願いいたします。10款4項1目・幼稚園費987万1,000円の増は、幼稚園教諭の産休・育休代替及び病体代替となる会計年度任用職員人件費の計上です。

26ページをお願いいたします。10款6項2目・共同調理場運営費279万9,000円の増は、昨年度、新型コロナウイルスで休校となった日の給食費の保護者への還付金です。

次に配付資料、議案第26号資料2をお願いいたします。こちらの資料は、令和3年度沖縄振興特別推進交付金事業（補正予算第3号）に係る計上の事業一覧となっております。1として、補正予算3号の内容で、番号、事業名称、所属、補正前の事業費、交付金額、3号補正後の事業費、交付金額、比較1、比較2となっていて、補正内容として、1番の特別支援教育支援員配置事業については、歳出予算は当初予算で計上済みであり、今回は一括交付金の財源補正を行っております。

次、2の補正後の沖縄振興特別推進交付金事業計画額の状況で、①の今年度南風原町に配分された交付金の総額は4億1,000万円、②の今回の補正後の交付金活用額が3億8,750万円、差額2,125万円を今後、同交付金を活用して事業を提案していきたいと考えております。資料2が一括交付金の資料であります。

以上が議案第26号 令和3年度南風原町一般会計補正予算（第3号）の概要です。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

**○議長 玉城 勇君** これから質疑に入りますが、補正予算は総務民生常任委員会に付託するものでございます。詳細な質疑等については所管の議員は委員会で行うよう協力をお願いいたします。それでは質疑はありませんか。8番 照屋仁士議員。

**○8番 照屋仁士君** それでは質疑をさせていただきます。質疑に先立って、概要説明にもあるとおり、新

型コロナウイルス感染症対策関連での補正もあるということで、併せてコロナ対策に取り組んでいただいていることに感謝を申し上げるとともに、ただ一般市民の皆さんはそれ以上に不便な生活、様々な協力を強いられている状況にありますので、引き続き市民の立場に立って事業運営をやっていただくようお願いを申し上げます。

それでは予算書のほうから質疑をさせていただきます。まず、7ページをお願いします。歳入、民生費国庫補助金の3節ですけれども、保育対策総合支援事業補助金が890万円減になって、説明では補助基準の変更というふうにありますけれども、具体的にはどうの変更がなされて減になっているのか。これによる影響として、歳出の18ページにも減が示されていますが、そこでは金額が全部は合いませんので、どうの影響がどのあたりに出ているのか教えていただきたいと思っています。

次に、8ページのほうをお願いします。教育費補助金ですけれども、スクール・サポート・スタッフ配置事業補助金が減になっております。これもたしか事前の議運の説明では、10分の10から3分1というような説明もありましたけれども、歳出の23ページを見ると財源の組替えで予定の人数などは減っていないように見受けられますが、いつこれが変更になったのか。10分の10という有利な条件だったので予算化したのだというふうに理解はしますけれども、こういう年度途中で補助率が変わってしまうと、行政の信頼性というか、どう理由でこういうことが起こり得るのかちょっと分かりませんので、教えていただきたいと思っています。

次に歳出のほうですが、17ページをお願いします。児童福祉総務費の18節の負担金、補助及び交付金の中で、自治会等子どもの遊び場及び遊具等設置補助金がありますが、この補助金の財源はどうなっているのか。説明では喜屋武の遊び場というようなことがありますけれども、これの補助率だったり当初予算がどうだったのかとか、そのあたり、あまり見かけない内容ですので、説明をお願いしたいと思います。

次に18ページです。これは17ページからの続きで18節ですけれども、保育環境改善等事業補助金の250万円の減がありますが、これは先ほど言った歳入の7ページの890万円のところに含まれるのかどうかと、この補助金を減らすことによってどうなるのか。その関連があるのかないのかと、この補助金の減額の状況について、説明では補助基準の変更という同様の内容しかないので、内容を教えていただきたいと思っています。

次に歳出の22ページ以降、教育総務費のほうですけれども、22ページにはICT教材の65万円余りだけが計上されていて、そのページ以降に小学校の備品購入とか、校内ネットワーク、24ページには中学校というふうに記載が続きますが、そもそもタブレット導入と学校のICT教育が今どういう状況にあるのか。特に休校措置が始まって、こういったICT教材、そしてタブレットの活用については市民の皆さんからも「どうなっているの？」という問い合わせが結構あるものですから、現状とこれからの運用をどうやっていくのか、その辺をご説明いただきたいと思っています。以上、よろしくをお願いします。

○議長 玉城 勇君 こども課長。

○こども課長 儀間博嗣君 答えいたします。まず1点目の質問、7ページの3節の保育対策総合支援事業の影響についてということでございますが、こちらのほう、18ページの歳出も併せて、関連してご説明申し上げます。こちらのほうですが、令和2年度においては基本、認可保育園など1園当たり50万円の補助を行って、新型コロナウイルス感染対策としてマスク及び消毒液の購入などの補助として活用しておりましたが、令和3年度においては国の交付基準額の変更がございまして、施設の数に応じて30万円、40万円、50万円の補助基準額というふうに変更になりました。そういう形で認可保育園は50万円ということで変わりはないんですが、認可外保育園、あるいは小規模保育園、企業主導型の保育園などにおいては、当初50万円であったものが30万円、あるいは40万円の補助基準額に変更になったということでございます。併せて、歳入のほうも令和2年度においては10割補助であったものが、補助基準額が変更となりまして、令和3年度においてはこちらのほうが2分の1というふうな補助率に変更になっております。直接の影響としては、認可保育園以外のところが50万円から30万円、あるいは40万円などに補助金額が減ったということが直接的な影響となっております。新たに児童館などにおいては、当初予算で計上していなかった部分を、各施設30万円などを追加するような予算組みとなっております。

続いて17ページ、自治会等子どもの遊び場及び遊具等設置補助金についてでございますが、こちらのほう、当初予算には計上をしておりません。例年、遊び場の補助については自治会からの申請に基づいて、補正予算などで対応しているということがこれまででございますので、今回もそれに倣った形で喜屋武からの申請に基づいて補正予算を計上しております。補助率は2分の1となっております。

○議長 玉城 勇君 学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん お答えいたします。まず、スクール・サポート・スタッフの交付金についてですが、前年度も県のほうから10割補助があったということで、本町のほうもそれを見込んで予算計上しておりました。しかし、令和3年3月30日に県のほうから、交付予定額についてということで通知が来まして、今回のようにおおよそ3分の1の減というような形になったという経緯がございます。3分の1の減になっております。県のほうに確認しましたところ、今年度、各市町村からの要望が例年よりも多かったということがありまして、各市町村への配分が減ったと。国からの補助を受けて県のほうは交付しておりますが、そこも少し減ったということで、この2点の理由を聞いております。

続きまして、学校のICT教育の現状と運用と、今回のコロナ禍での利用についてでございますが、まず学校のほうは主に電子黒板や児童生徒用の端末を前年度までに整備しております。今年度についても電子黒板のクラス増分だったり、児童生徒用の端末の不足分については今年度で対応してまいります。コロナ禍での利用につきましては、現在全ての学校が持ち帰っているということではなくて、できるところから、できる学校、学年のほうから持ち帰って、学校のほうで利用しているところです。学校のほうからは、まず子どもたちの状況の確認とか、朝の会を端末を使ってやったりとか、子ども達の状況確認とか課題配布に使ったり、あと端末を持たさなくても全児童生徒にグーグルのアカウントを配布していますので、それを持ち帰っていただいて、家にあるスマートフォンだったり、端末とかで課題が見れるというような工夫をしながらやっているところでございます。以上でございます。

○議長 玉城 勇君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 先ほどの答弁にちょっと追加をしたいと思っております。スクール・サポート・スタッフの減額になった理由ですが、学校教育課長のほうから説明がありましたように、沖縄県のほうに手を上げる学校が増えた。それに対して県が国のほうから頂く交付金の額を要望したけれども、それが増えなかった。それが結果的に、その割り当てる交付金が3分の1まで減額してしまったという状況でございます。以上です。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは順を追って、再度お願いしたいと思っておりますが、まず7ページの保育対策総合支援事業費補助金ですが、歳出の18ページと関連して

ご説明いただきました。内容は分かりましたけれども、この金額が合わないところについて、もう少し補足して。890万円の減に対して歳出では250万円ですから、当然差額のところでですね。先ほど言った認可保育園自体は変わらないというようなこともありますが、歳入がこれだけ減っているわけですから、その辺を少し補足して、ご説明をいただきたいと思っております。

スクール・サポート・スタッフの件は3月30日ということで、いたし方ないところなのかなというふうに思いますが、当初、名称がこれに変わるときに先生方の負担軽減、プリントとかいろんな事務作業の軽減とか、そういったことで配置しているという用途を考えると、これがなくなるとか、そういうことではないような気がします。そういうことで行くと、県あたりも当然増額要望とか、そういったことは今後とも想定されると思うんですが、ただ現実には、10割だった有利な事業が3分の1になると、南風原町としてもその活用の仕方というのは考えていけないと思っておりますけれども、その点をどう考えるのか。現状は減らしていないと。財源組替えて自主財源でやっているんで減らしていないというのは見えるんですけども、そのあたりを少し補足して、今後の見通しも含めてお願いをしたいと思います。

次に17ページですが、子どもの遊び場及び遊具等設置補助金、例年補正で対応していると。今回は喜屋武ということですが、多分今年も自治会長会で説明があったというふうに聞いておりますので、来年以降も出てくるのかなと思うんですけども、今後今年度、または来年度も含めて活用できるのかどうか。当然上限とか、状況とかにもよると思うんですけども、基本的には基準を満たして、申請をすれば活用できていくのか。そのあたりを少し補足して、教えていただきたいと思っております。

次に22ページの学校のICT教育についてですが、答弁の内容を総括すると、少しずつ活用は始まっているというように聞き取れるわけですが、以前タブレット導入のときにも、どのように持ち帰るのかとか、そういったことも検討しているというようなことがありましたが、学校というのはいろんな連絡網、じんじんメールも含めて親御さんとのやり取りとか、そういった紙類、お知らせ類、学習だけでないいろいろなものもあるわけです。そういったことを考えると、その辺もICTを活用してソフトでできるとか、簡易な方法に変えるとか、よりスムーズなものにしていく。そして学習環境においては、今回休校措置になってい

るので、学年によって学習教材が違うので対応は違うと思うんですけれども、そういう休校措置のときに活用できるメリットとか、もしくは夏休み期間中に活用するとか、これからどうしてもその活用方法をよりよくしていかないといけないと思うんですね。そういったことに関して導入当初と、そして導入してみて、今実際にどうなのか、そして今後どうしていくのかというところを併せて、目標値みたいなものも含めてご答弁いただければと思います。再度お願いします。

○議長 玉城 勇君 こども課長。

○こども課長 儀間博嗣君 お答えいたします。ご質疑のありました7ページ、こちらは国庫補助の部分のものと歳出の部分が合わないということについてですが、まず大きな要因としては、当初予算、一律全施設50万円で予算を計上しておりましたが、こちらのほうが1,600万円。補正後の予算では、施設ごとの人数に応じて補助金額が変更になるということで1,350万円。そういう形でまず歳出のほうでの変更がございしますが、歳入のほうにおいては、10割補助で当初予算を計上していたものが2分の1になったというような背景がございまして、委員会のほうで、こちらのほうの各施設ごとの予算の歳入と歳出を一覧にしたものを提出して追加説明したいというふうに考えております。また、遊び場の補助については、こちらのほうはこれまでどおりずっと補正予算のほうで対応しております。財源のほうは一般財源で対応しております。また、遊び場などの施設については、我々のほう、規定のほうも準備しております。その規定に基づいて遊具などの補助を行っている状況でございます。こちらのほう、遊具などの補助を行って対応しております。

○議長 玉城 勇君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 まず、スクール・サポート・スタッフの再質疑のほうからお答えします。我々のほうも、議員おっしゃるように非常に困惑しているところです。こちらのほうとしても非常に有用に活用させていただいていることから、今回は一般財源のほうでその予算を充てていただいて、活用させていただこうということでの今回の上程になっています。教育長会のほうからも沖縄県のほうに、その補助等についての成り行きも含めていろいろ要請もしているところではあるんですが、また町長部局とかいろんな機会を設けて、こちらのほうからも要請しております。現在のところとしては、振興策に対しての要望であるとか、県知事に対しての要望等に対しても、このスクール・サポート・スタッフを今後とも10分の10でつけてくれというような要請も含めて実施しているところでござい

ます。

○議長 玉城 勇君 学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん お答えいたします。児童生徒用の端末につきましては、学校がお休みの日とかの活用も考えられますが、普段の授業づくりというのも今後考えていかないといけないことでもあります。導入当初は、やはり先生方からもどのように使ったらいいかというような不安の声もございましたが、現在、4月から実際稼働してみて、子供たちに実際触ってもらったりとかして、意外と子供たちのログインというのはスムーズに、子供たちは習得が早いのでログインして使って、Google Meetを使って会議をしたりとか、先生からのお知らせを学年でやったりとかというのが今の現状です。あとは先生方が授業支援ソフトを使って、電子黒板と子供たちのタブレットの画面を映して連動させて使ったりとか、今各学校で授業づくりのアイデアを出しているような状態です。なので、現状は各学校でいろいろ工夫したりしながら、どういうことができるかというのをやっています。今後はICT機器を活用した、よりよい主体的、対話的な個別の子供たちの状況とかタブレットは見えますので、そういう授業づくりを、調査研究と一緒にして、そういうICTを活用したよりよい授業づくりを目指したいというふうに考えております。

○議長 玉城 勇君 学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん すみません、ちょっと答弁が漏れておりました。ICT機器とか、今回のアカウントとかを活用することによって、子供たちへの連絡であったり、保護者への連絡とかを電子化することとは可能だと思います。また、そういうことをすることによって先生方の負担軽減であったり、そういうこともできないかということも今後検討して、対応してまいりたいと考えております。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 最後ですので、まず遊び場の補助について少し確認ですけれども、今回は喜屋武ということなんですが、引き続き他の自治会、他の者でも対応できると。今年度に限らず、来年度かもしれないんですけれども、そういう考えでいいかどうか。別に1年に1つとか、上限幾らとか決まっているわけではないという考え方でいいかどうか、再度お願いします。

あと、ICTのものについては、せっかく導入していますので、できるだけその成果が分かる形で、私たちとか、そして父兄の皆さん、町民に示していただくようお願いしたいと思っております。こども課だけ、すみませ

ん、再度お願いします。

○議長 玉城 勇君 こども課長。

○こども課長 儀間博嗣君 お答えいたします。この遊び場の補助については、自治会のほうから申請内容を踏まえ、我々のほうで現場調査をするなど協議を重ねて、最終的にはまた予算協議のほうも行って判断していくものだというふうに考えております。

○議長 玉城 勇君 ほかに質疑はありませんか。  
休憩します。

休憩（午前11時03分）

再開（午前11時04分）

○議長 玉城 勇君 再開します。14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 先ほど照屋仁士議員から質疑のあった遊び場、遊具の件なんですけれども、これは皆さん方が要望出されたところのチェックをしてからどこそこをやると。予算にもよると思うんですが、今回はどれぐらいの箇所の要求が出て、この喜屋武のほうの一つになったんですか。その点、お伺いします。

もう一つ、コロナ関係の分からないところがたくさんあるものですから。先ほど町政報告の中でひとり親のところ今度、6月の何日かに3万円の支給を開始するというふうにあったんですが、ひとり親世帯の児童1人当たり3万円というものですね。今度は住民税非課税世帯について、ひとり親世帯以外ということで、ここは5万円ということなんですが、その辺、私はちょっとアンバランスなのかなというふうに思うんですけれども、その辺は事業が違うのか、どのような違いがあるのか。要するに違いがあって、そのように3万円とか5万円とかというふうになっているのか。その点、お伺いしたいと思います。

それから教育委員会のほうで次の予算というか、即決のほうで電子黒板が出てくるんですが、23ページの2目教育振興費の説明のところ、クラス増による校内ネットワーク、クラス増によるというふうになっているんですけれども、理由はそれだけなのか。電子黒板のものを見ると、例えば全ての小中学校6校あって、南風原小学校2、津嘉山小学校2、北丘小学校4、翔南小学校2、南風原中学校5、南星中学校4というふうになっているんですけれども、その数だけクラスが増えたということなんですか。というふうに僕は見たんですけれども、学校のクラスというのはそれだけ増えたのか。その点どういうことなのか、ちょっと説明をお願いします。

○議長 玉城 勇君 こども課長。

○こども課長 儀間博嗣君 お答えいたします。まず

遊び場に関するご質疑でございましたが、こちらのほう、令和3年度においては喜屋武地区のみからの申請1件となっております。この遊び場の補助については、自治会のほうに次年度に向けてということで、そういう遊び場の補助があります、必要であれば提出してくださいというような情報を流して、そういったところで結果、今年度は1件、昨年度は津嘉山のブランコなどの整備1件、あとは兼城地内における土地賃借料ということで、こちらは例年毎年行われているものとなっております。去年は津嘉山と兼城の1件、今年度は遊びは喜屋武の1件、土地賃借料として兼城の1件というふうになっております。

ひとり親の部分に関するご質疑でございますが、3万円の部分は、こちらは4月に補正予算で計上しました本町が独自で行いますひとり親世帯への補助としまして、児童1人当たり3万円を給付するものでございます。こちらのほうは明日6月9日に振り込みが予定されている、児童1人当たり3万円のものです。今回行われるその他世帯への5万円の今回の補正予算の計上でございますが、こちらは国が行いますひとり親世帯への支給が、5月11日に児童1人当たり5万円の部分がもう既に振り込みが終了しております。今回はひとり親以外のその他世帯ということで、その他世帯における所得の状況、非課税の状況、あるいは所得が減少した状況などを申請の条件としておりまして、当該世帯の児童1人当たり5万円を支給するというような内容となっております。以上でございます。

○議長 玉城 勇君 学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん お答えいたします。まず、本日お配りしました学校教育課資料ということで、電子黒板の整備状況の一覧をご覧になっていただいてよろしいでしょうか。今回、電子黒板につきましては、議案第27号で電子黒板の契約の件が上がってきますが、そちらは電子黒板整備状況の④の平成27年度に整備している部分の機能強化分ですね。パソコンとプロジェクターの入れ替え分ということです。今回の議案第26号で上がっている電子黒板、ネットワーク等につきましては、こちらはクラス増ですね。普通学級と支援学級等のクラス増に伴うものというような内容になってございます。以上でございます。

○議長 玉城 勇君 14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 ひとり親のところ、よく分かりました。要するに、ひとり親のところには町独自の3万円をこれから発送するんですが、5月に国からあった、ひとり親世帯の5万円はもう終えた。それで今度は、ひとり親以外のところは、新たにまたやるとい

うことですね。分かりました。

この表によると、黒く囲まれたところは平成27年度整備ということで、各学校、先ほど私が読み上げたのと全く一緒なんですけれども、合計19と。これだけクラスが増えたという。普通教室が増えたということではなくて、特別教室というんですか、そういうのも含めてということなのか。そういうことでよろしいですか。

○議長 玉城 勇君 学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん 今回の議案第26号で上げているものは、普通教室、特別支援教室のクラス増に伴うものです。

[「休憩願います」の声あり]

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩 (午前11時12分)

再開 (午前11時15分)

○議長 玉城 勇君 再開します。

ほかに質疑はございませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

休憩します。

休憩 (午前11時15分)

再開 (午前11時26分)

○議長 玉城 勇君 再開します。

先ほど議題となっております議案第26号 令和3年度南風原町一般会計補正予算(第3号)については、総務民生常任委員会に付託いたします。

## 日程第6. 議案第30号 町道の路線の認定について

○議長 玉城 勇君 日程第6. 議案第30号 町道の路線の認定についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第30号 町道の路線の認定について 次のように道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項の規定に基づき町道の路線を認定することについて、議会の議決を求めます。認定する路線、路線名は、町道291号線、起点が南風原町字山川298番2から終点と同山川292番10の区間であります。延長が80メートル、幅員が5.2メートルです。提案理由としまして、一般交通用に供するために町道291号線として認定する必要があるため提案をいたします。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 玉城 勇君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城克彦君 それでは議案第30号

町道の路線の認定についての概要を説明いたします。今回の町道認定につきましては、町道の認定基準等に関する要項第5条に基づき、土地所有者より宅地造成地内の道路を、町道路線の認定に向けた申請がなされ、町道として認定する必要があるため提案するものです。

資料の2ページをご覧ください。今回の町道291号線は、起点を町道28号線、終点を町道253号線と連結する延長80メートル、道路幅員5.2メートルの路線となっております。以上が議案第30号 町道の路線の認定についての概要です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 玉城 勇君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 所管ではないですので、ちょっと教えてください。町道として認定する必要があるため提案するとあるんですが、その認定の必要性について知りたいと思います。認定することによって地域がどう変わっていくのかという認識をお持ちなのか。それから歩道もついているのか。幅員が5.2メートルとあるんですが、それには歩道もついているのか。それと、行き止まりなのか、通り抜けできるのか。その辺についてちょっと教えてください。

○議長 玉城 勇君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 仲里 明君 ご質疑のほうに回答いたします。まず必要性についてですが、今回提案している町道認定については、土地所有者が町道認定の基準、先ほど部長からもご説明がありましたが、認定基準の要綱に従って申請されたものであります。それで道路の整備が完了していること、分筆登記が終わっていること、それから所有権移転が完了していること、諸条件を満たしての認定として提案しているものでございます。必要性ということですが、そういった認定基準をクリアしているものでありますので、公衆の道路として位置づけする必要があるということが1点目でございます。

それから地域にとってどういうふうに関与されるのかということなんですけれども、当集落については、山川地区ですけれども、集落内のほとんどが緩和区域といたしまして、第34条の第11号ということで住宅が緩和されている。建てやすくなっているというふうにと都市計画法の中でうたわれていますので、未利用地を有効に活用できるというふうな利点があると思っております。

それから歩道がついているか、ついていないかというご質疑ですが、歩道はございません。それから通り抜けができますかというご質疑ですが、先ほどの概要

の説明のとおり、起点、終点が町道に連結をしております。以上です。

○議長 玉城 勇君 ほかに質疑はありませんか。3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 この道路を先日、私たまたま見る機会がございました。アスファルトも新しく、つい最近工事が終わったと思うんですが、この工事費はこの負担だったのでしょうか。それを教えてください。

○議長 玉城 勇君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 仲里 明君 工事費はどこが負担しているのかというご質問ですが、認定基準においてもちゃんと定めがありまして、諸条件、先ほど言った道路整備とか分筆費用とか登記費用、全て申請された者が負担するというようになっております。

○議長 玉城 勇君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 すみません、いろんな登記とか、そういった費用は地主が提供されたという意味ですね。工事費もそうなんですか。

○議長 玉城 勇君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 仲里 明君 再度お答えします。工事費についても地権者の負担ということになります。

○議長 玉城 勇君 ほかに質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第30号 町道の路線の認定については、経済教育常任委員会に付託いたします。

## 日程第7. 議案第21号 南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長 玉城 勇君 日程第7. 議案第21号 南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第21号 南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免を令和3年度も継続するにあたり、所要の改正が必要なため提案をいたします。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 玉城 勇君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 それでは内容についてご説明いたします。改め文を読み上げます。新旧対照表をご覧ください。南風原町国民健康保険税条例（平成12年南風原町条例第12号）の一部を次のように改正する。附則第15項中「令和2年2月1日から令和3年3月31日」を「令和3年4月1日から令和4年3月31日」に、「令和元年度分及び令和2年度分」を「令和2年度分及び令和3年度分」に改める。附則 この条例は、公布の日から施行する。

令和2年度に引き続き令和3年度も国民健康保険税を、コロナの影響による減収があった方々の税の減免について令和3年度も継続延長するというための改正であります。ご審議のほどよろしく願います。

○議長 玉城 勇君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 今回審議しているのは国民健康保険税条例の改正ですが、期間を延長するという趣旨だと私は理解していますけれども、去年、コロナ禍でこういう措置が必要だということで条例が改正されたわけですが、ほかにコロナの影響で昨年度、令和2年度についていろいろ措置がされています。それらについてこのように、同じように必要だということで延長するということになるべきだと私は思うんですが、そのあたりがどうなっているかについて、ご報告いただければと思います。

○議長 玉城 勇君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 令和2年度におきましては、国保以外に後期高齢者の保険料の減免もございました。後期高齢については広域連合のほうで実施していくこととなりますので、令和3年度についてもそういう方向で今取り組んでいるものだというふうに考えます。実際、向こうの条例が改正したのかどうかはまだ情報がないものですから、後期高齢者の分は同じようになるものだと考えます。

○議長 玉城 勇君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 昨年度、税法改正により固定資産税の猶予等はありませんでしたが、今回は税法改正がありませんので、税については令和2年度のみ措置となっております。

○議長 玉城 勇君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 今、総務部長からは、税についてはないということでした。そして、民生部長からは後期高齢の点についても報告がありましたけれども、そのほかにも様々な、例えば町長の判断により特別の

何とかかんとかで緩和措置といいますか、いろんな措置があったと思うんですね。そのあたり、いわゆるコロナの状況というのは今第4波ですか、特に沖縄県の感染状況が全国の東京などの10万人当たりの……、1週間当たりかな、ちょっと詳しい数字は持っておりませんが、2倍、3倍ですね。特に沖縄県がひどいという状況にあります。そうした中では、昨年様々な分野において町民の皆さんの負担を軽減したり、延ばしたり、いろんな措置がされました。そういったことについて、むしろもっと考えられてもいいのではないかと私は思うんですが、その点について今説明があったのは2、3点でしたけれども、そのあたりが今後どのようになるのか。今どのように準備をしているのか。このあたりについては、当然執行部の皆さんは応えていかなければいけないのではないかと思うんです。町長、そういったあたりはいかがですか。

○議長 玉城 勇君 町長。

○町長 赤嶺正之君 お答えいたします。先ほど答弁いたしましたように、税法とか、国保税とか、そういった法律改正がある部分につきましては、今年度も減免の措置もあるんですが、例えば下水道料金の猶予とか、そういうものは南部水道企業団とか、そちらのほうでまだ議論はしておりませんので、現段階ではまだ決定はいたしておりません。近いうち理事会もありますので、その中で水道料金の猶予とか、それから下水道は南風原町ですから、これに関しましてまだ所管のほうからは隣町村の状況とか、あるいは県の状況とかがまだ来ておりませんから、現段階は決定はいたしておりませんが、そういう状況、要件がございましたら、これはまた町としても検討せざるを得ないというふうに考えております。

○議長 玉城 勇君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 今、下水道の例が出ました。それから南部水道であれば上水道になるわけですが、そこは組合で議論することですけれども、それ以外にも町の中で町長の権限で、あるいは教育長の権限でそういう措置を令和2年度もされているかと思えます。それらについてはどうなのか。私は当然、その権限の範囲内でできるものであれば、感染症の状況に応じてそういう判断がされるべきだと考えますけれども、その点はいかがでしょう。もちろん今準備されているものについては今の答弁なのかなと思うんですが、今後については私は当然やるべきだと思いますが、その点について、教育長と町長についてはどうお考えなのかお聞きしたいと思います。

○議長 玉城 勇君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 大変厳しい中で町民の方への生活の支援という部分で、税のほうではちゃんと上位法に基づいて、そして条例の改正等でやります。その他では、例えば認可外の保育料の減免とか、認可保育園、例えば家庭保育をした場合の、当然そういった部分の減免とかがあります。また、個人的な給付という部分で、給付という形で個人への支援というふうに、先ほどの町政一般報告のほうでもやりました、明日振り込む町独自のものとか、そういった部分で生活に困っている部分への町として支援というふうに、そういった形で取り組んでいるということでございます。

○議長 玉城 勇君 教育長。

○教育長 新垣吉紀君 国民健康保険税関係での教育委員会からの答弁でございますが、直接的な減免をするというわけではなくて、給食も今回補正をしています。提供されなかった分の精算、それからもう一つ、給付の関係からすると、準要保護にあって、所得の減額した部分、コロナウイルス感染拡大による事業所、もしくは収入が減額した部分を緩和して給付対象とするというふうなことを直接やっているということでございます。

○議長 玉城 勇君 ほかに質疑はありませんか。14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 1、2点、質疑したいと思えます。令和2年からやっていることですが、国民健康保険税を1年延ばすということですが、令和2年度でその減免措置を受けた方が何名いらっしゃるのか。それと、それによって減収になるはずですが、この分は、要するに国で決めた法律だからということで国で補填するのかどうか。その点をお聞きしたいと思います。

○議長 玉城 勇君 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 寛諄議員の質疑にお答えします。昨年度行いました国保税の減免につきましては、令和元年度分、令和2年度分合わせまして124件、1,027万4,600円でありまして、この分は災害等臨時特例補助金であったり、特別調整交付金の形で全額、10分の10賄われます。以上です。

○議長 玉城 勇君 14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 124件ということですが、今年度もコロナの感染というのは勢いが落ちていないので、もっと増えるのかなという感じはしますけれども、その分は全額補填されるということです。それで、先ほど毅議員からもありましたけれども、これまで令和2年度でやったのが、今度、令和3年度、まだ行われていないと。要するに、国のほうで法改正されていない

からやっていないという答弁もありましたが、国のほうで法改正すれば、このように国から減収分は補填されるということがあるんだけれども、町独自でやると、それは町の一般会計から繰出しになるからできないということなのか。いろいろ穀議員からあった、町民にとってはその辺は令和2年度よりも厳しくなっているんじゃないか。そして、そういう対応をするべきではないのかというふうにあったんですけども、皆さん方が考えているのは予算の関係なのか。それとも隣町村云々ありましたが、要するにみんなと足並みをそろえるということなのか。その辺はどういうお考えですか。

○議長 玉城 勇君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 今回上程していますので、あくまで国民健康保険税条例の改正でございまして、国のほうで国民健康保険税を減免した場合は、令和2年度に続き、令和3年度も引き続き財政支援しますというふうな形の通知がございまして、今回上程し、改正を引き続き行くと。これは大体近隣市町村も同じような形で進めているものと思います。そのほかでの生活への支援という部分に関しましては、先ほど穀議員に答弁いたしましたように、町としては独自の、そういう臨時交付金等を活用した事業等で支援していくという状況でございます。

○議長 玉城 勇君 14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 今の民生部長の発言は、そういったコロナ対策の関係の予算を使って今後もやっていくということによろしいんですね。令和2年度で行われた減免措置とか期限を延ばすとかというふうな事業を、そういった予算を使って令和3年度もやりますと。今は出ていないけれども、そういうことをやりますと。当初予算には入っているのはそれで結構ですけども、入っていない分はそれで行っていくと。先ほど町長は隣町村の様子も見ながら云々ありましたので、その辺もやっていくということで、そのように理解してよろしいんですね。

○議長 玉城 勇君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 税の減免や徴収の猶予とか、そういった部分はその制度にのっとってやっていくと。あと、臨時交付金を活用した事業というものは、当然当初予算であったり、補正予算であったりで計上して、それでできるものはそれでやっているものもありますし、今後また追加の交付金等があれば、またそういう事業、支援につながるようなものを取り組むということでもあります。

○議長 玉城 勇君 町長。

○町長 赤嶺正之君 ただいま寛諄議員のほうから、町長は隣町村の様子も見ながら支援していくということですかというふうなご質疑でしたけれども、先ほど穀議員にお答えした内容はそうでございます。これは今、町民の皆さんに対していろんな支援をするということは、元々補助金要綱とか、支援のための要綱、規定等があるわけございまして、それには先ほど穀議員ご所見のとおり、町長が認めるものというようなくだりが大体ございます。それに関しましてもちろん非課税世帯とか、そういう条件もあろうかと思えますけれども、それも勘案しながら、現行の要綱、規則等で対応できる分については当然やっていかなくはないだろうと。そのとき、例えば下水道料金とかそのようなものも隣町村はどのようになっているとか、それも当然参考にしますというふうな趣旨の答弁でございます。もちろん、ただいま議題となっております国保の問題等に関しまして、やはり国保税とか、あるいは町税、そういう法律に基づいての改正につきましては当然でございますけれども、そういうことでひとつご理解をお願いしたいと思います。以上です。

○議長 玉城 勇君 ほかに質疑はございませんか。  
(「進行」の声あり)

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第21号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 異議なしと認めます。よって議案第21号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第21号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第21号 南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

**日程第8. 議案第22号 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**

○議長 玉城 勇君 日程第8. 議案第22号 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第22号 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を改正する必要があるため提案をいたします。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 玉城 勇君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 それでは議案第22号について、概要をご説明いたします。今回の条例の一部改正につきましては、まず文言の修正と、電磁的記録として第49条の追加でございます。内容としましては、家庭的保育事業者等の業務負担軽減等を図る観点から、家庭的保育事業者等による諸記録の作成、保存等について、原則として電磁的な対応を認めることとするための基準を第49条で追加するものであります。基準省令がそういう形で改正されましたので、本町の条例も同じように電磁的記録の条文を追加するものであります。以上であります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 玉城 勇君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 お伺いします。現在本町に、家庭的保育事業者があるのか。幾つあるのか。そして、あるとしたら、そこを利用している園児は何名いるのか。スタッフはどうなのでしょう、お伺いします。

○議長 玉城 勇君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。ご質疑の家庭的保育事業を行っている事業所は、町内にはございません。ただ、家庭的保育事業者等となった場合には、小規模保育、それから事業所内保育、居宅訪問型保育事業、そして家庭的保育事業という4つの事業所が入ってきますが、家庭的保育事業自体は、まだ町内ではございません。居宅訪問型保育事業もまだございません。

以上です。

○議長 玉城 勇君 よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第22号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 異議なしと認めます。よって議案第22号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第22号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第22号 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

休憩します。

休憩 (午後0時00分)

再開 (午後0時58分)

○議長 玉城 勇君 再開します。

**日程第9. 議案第23号 南風原町手数料徴収条例の一部を改正する条例**

○議長 玉城 勇君 日程第9. 議案第23号 南風原町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第23号 南風原町手数料徴収条例の一部を改正する条例 南風原町手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、南風原町手数料徴収条例を改正する必要があるため提案をいたします。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 玉城 勇君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それでは議案第23号資料をお願いいたします。それでは南風原町手数料徴収条例

の一部を改正する条例の概要を説明いたします。資料に沿って説明しますので、よろしくお願ひします。まず、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第18条の2の追加による一部改正に伴い、個人番号カードの発行手数料については、地方公共団体情報システム機構が、総務大臣の認可を得て、手数料を定め徴収することになりました。また、手数料徴収の事務については、市町村長に委託することとなり、町は委託契約に基づく手数料の徴収となることから、手数料徴収条例から、「個人番号カードの再交付1件につき800円」を削除する改正で、令和3年9月1日から施行となります。

それでは2ページをお願いいたします。個人番号カードの全体経費のイメージ図を説明いたします。まず左上から、個人番号カード交付事業費交付金として、国から町へ補助金が交付されます。その補助金と町民から頂いた再発行手数料を合算し、個人番号カード事業費交付金として町が機構へ支払います。これが事業費の支払いの流れです。それとは別に、下のほうですね、個人番号カード交付事務費補助金として、国から町へ事務費の補助金が交付されます。

続きまして、3ページをお願いいたします。個人番号カード再交付手数料等のイメージ図ということで、現行は再発行手数料800円を町民から町へ支払います。手数料徴収条例に基づく一般会計の歳入として受け入れ、個人番号カード交付事業費交付金として一般会計より機構へ支払う手順となっております。しかし、改正後は再発行手数料を町へ支払います。支払われた800円は、機構との委託契約に基づく歳計外現金として受け入れ、歳計外現金として一般会計を通さず機構へ支払うこととなります。この流れは町民から頂いた手数料については町を通して機構に行く流れは変わりませんが、一般会計の歳入として受け入れるか、歳計外現金としてそのまま支払うかの違いとなる改正となります。以上が議案第23号 南風原町手数料徴収条例の一部を改正する条例の概要です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 玉城 勇君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 流れは分かるんですが、そのことによって何がどう変わるといふか、例えば国の補助金が少なくて済むとか、南風原町の手間が省けるとか、何かありますか。変えることによって何かメリット・デメリットといふか、利益といふか、何かありますか。その辺をお聞かせください。

○議長 玉城 勇君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 先ほども説明しましたが、一般会計の歳入で受け入れ、一般会計で歳出していたものが歳計外現金で受け入れ、そのまま歳計外現金で支出するという流れになりますので、これまでの事務の流れとは変わらないということとなります。

○議長 玉城 勇君 14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 2ページですか、これまでは個人番号カード交付事業費交付金として国から町へ補助金を交付、それで下のほうが今回ということなのかな。今度は交付事務費補助金として国から町へ補助金を交付。この辺の額というのは全く変わらないということなのかな。

それともう一つお聞きしたいんですが、これまでは町の一般会計に入れてだったんですけども、これからは一般会計に入れないでトンネルみたいになるんですが、そのときに例えば800円の利子を銀行に預けたりしたときに、こういうのはどうなりますか。それとも800円は南風原町の金庫に積み立てておいて、月に一度とか、半年に一回とか、このように出すのか。銀行に預けておいてというふうに思うんですが、その辺の利子などはどのようになりますか。

○議長 玉城 勇君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 こちらのほうについて、先ほどの2ページについては、これまでどおりの流れは変わりません。現行と改正後は変わりません。また、歳計外現金については利子はないということで、そのままの800円をそのまま納める形となっております。

○議長 玉城 勇君 よろしいですか。13番 大城毅議員。

○13番 大城 毅君 ちょっと私の不勉強でお聞きするんですけども、歳計外現金という言葉が出てきますが、今の例は再発行手数料ですけども、ほかに南風原町で扱う歳計外の現金、こういうものの事例を挙げていただけますか。これはどちらになるのかな。会計課長ですかね、お願ひします。

○議長 玉城 勇君 住民環境課長。

○住民環境課長 金城直子さん ただいまの質疑にお答えします。歳計外現金とは、例えばの例ですと、議員の皆さんから職員も含めて徴収しました所得税や住民税など、一旦そこに歳計外現金の口座に振り込みます。その口座のことを歳計外現金、町の会計として取り扱わないという現金になります。以上です。

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩 (午後1時06分)

再開 (午後1時08分)

○議長 玉城 勇君 再開します。

ほかに質疑はございませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第23号については、委員会の付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 異議なしと認めます。よって議案第23号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第23号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第23号 南風原町手数料徴収条例の一部を改正する条例を採決します。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第10. 議案第24号 南風原町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

#### 日程第11. 議案第25号 南風原町個人情報保護条例の一部を改正する条例

○議長 玉城 勇君 日程第10. 議案第24号 南風原町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例と日程第11. 議案第25号 南風原町個人情報保護条例の一部を改正する条例を一括議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第24号 南風原町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例 南風原町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、南風原町個人番号の利用等に関する条例を改正する必要があるため提案をいたします。

引き続き、議案第25号 南風原町個人情報保護条例の一部を改正する条例 南風原町個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、南風原町個人情報保護条例を改正する必要がある

ため提案いたします。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 玉城 勇君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それでは議案第24号の概要を説明しますので、新旧対照表をお願いします。改め文を読み上げます。南風原町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例 南風原町個人番号の利用等に関する条例の一部を次のように改正する。第1条中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。第4条中「第19条第7号」を「第19条第8号」に改める。第5条第1項中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。附則 この条例は、令和3年9月1日から施行する。

続きまして、議案第24号の資料をお願いいたします。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第4号の追加による一部改正に伴い、南風原町個人番号の利用等に関する条例第1条、第4条及び第5条の規定において、改正前の番号法第19条第7号及び第10号を引用していたことから、番号法第19条第7号を第8号に、同条第10号を第11号に1号ずつ繰り下げる改正となります。

続きまして、議案第25号の新旧対照表をお願いいたします。南風原町個人情報保護条例の一部を改正する条例 南風原町個人情報保護条例の一部を次のように改正する。第24条第4項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。附則 この条例は、令和3年9月1日から施行する。

また、議案第25号の資料をお願いいたします。概要を説明します。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第4号の追加及びデジタル庁新設に伴う所管省庁の変更による一部改正に伴い、南風原町個人情報保護条例第24条第4項の規定において、総務大臣から内閣総理大臣に字句を改めること及び改正前の番号法第19条第7号及び8号を引用していることから、同法第19条第7号を第8号に、同条第8号を第9号に1号ずつ繰り下げる改正となります。以上が議案第24号及び第25号の概要となります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 玉城 勇君 これから議案第24号と議案第25号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第24号と議案第25号については、委員会の付託を省略

したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 異議なしと認めます。よって議案第24号と議案第25号については、委員会の付託を省略することに決定しました。

休憩します。

休憩 (午後1時15分)

再開 (午後1時15分)

○議長 玉城 勇君 再開します。

これから議案第24号と議案第25号について討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第24号 南風原町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

これから議案第25号 南風原町個人情報保護条例の一部を改正する条例を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

## 日程第12. 議案第28号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

## 日程第13. 議案第29号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長 玉城 勇君 日程第12. 議案第28号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてと日程第13. 議案第29号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを一括議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 赤嶺正之君 議案第28号 固定資産評価審査委員会委員の選任について 下記の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めます。氏名久保以明、住所と生年月日は表記のとおりでございますので、お目通しをお願いいたします。現在の固定資産評価審査委員会委員2名が令和3年6月27日をもって任期満了となるため、新たに委員を選任するものでございます。提案理由といたしまして、上記の者は、

固定資産評価審査委員会の委員として適任であると思料し提案をするものでございます。なお、裏面に履歴書が添付してございますので、どうぞお目通しください。

続きまして、議案第29号におきましても提案理由は同じでございますので、氏名を読み上げて提案といたします。議案第29号、下地 寛。以下、お目通しをお願いいたします。以上2件の提案でございます。ご審議の上同意を賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長 玉城 勇君 これから議案第28号と議案第29号について質疑に入ります。質疑はありませんか。13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 今、提案理由の説明の中にあつたかもしれませんが、この委員会の委員は何名で、今回2名それぞれ提案されているわけですが、これまでこの任にあつた人が再任ではなくて、履歴書を見ますと新任だと読み取れるわけですが、これまでやっていた方は任期満了で降りられて、新たに2名が提案されているということのようですが、その任期が来ても引き続きなさる場合もあると思うんですが、そうされてないのはどういった経過なのかということについて、お伺いをしたいと思います。

○議長 玉城 勇君 総務課長。

○総務課長 新垣圭一君 お答えします。定数につきましては、地方税法に沿って定数は3名以上となっております。本町におきましても以前からずっと3名となっております。今回のお二人につきましては、今回任期満了ということで担当のほうで近隣の委員の状況をいろいろ調査してまいりました。近隣のほうの状況から見ましても、弁護士であったり税理士、あと不動産鑑定士等、そういった専門の資格を持っている方を充てているということもございましたので、今回町といたしましてもそういう状況もありますので、今回、お二人の提案となっております。以上です。

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩 (午後1時21分)

再開 (午後1時21分)

○議長 玉城 勇君 総務課長。

○総務課長 新垣圭一君 失礼しました。今回のお二人については、了解をいただいております。

○議長 玉城 勇君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 今の答弁の中に税理士ですとか弁護士、近隣の状況からするとそういった方々がこの任に当たっているということでした。経歴書を見ますと、それぞれの資格をお持ちの方ということになって

いますが、これまではそこは持っていないという状況であったのかどうかについて、これは今度任期を迎えるだけではなく、これまでの場合について全部というわけにはいきませんが、分かる範囲でどうだったのでしょうか。それをお聞かせください。

○議長 玉城 勇君 総務課長。

○総務課長 新垣圭一君 お答えいたします。これまでの委員につきましては、役場の職員OBの方がお二人で、あとお一人がJA、農協のOBの方が更新で2期務めておりました。

○議長 玉城 勇君 ほかに質疑はございませんか。8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 今、ご説明もありましたが、お二人が新任されるということですのでけれども、この新任に当たって専門家を入れるという説明をされましたが、これについては前回の3月議会でもありましたが、固定資産評価をめぐる裁判であったり、また課税の誤りの還付などがありましたけれども、そういった観点からも再発防止の観点とか、そういったことも関連しているのかどうか、お答えいただけますか。

○議長 玉城 勇君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 この固定資産評価委員の役割についてはあくまでも評価に対して、町民からの評価に対して疑義がある場合、評価について見直すこと、対応するということになっていまして、それ以外のことはありませんので、内部のものについてはないものと。ただし、我々は再度再発防止、適正な課税については内部でまたいろんな学識経験者から情報を得ながら、適正な課税には努めていきたいと考えていますが、固定資産評価委員の役割としては、評価に疑義があったことに対して対応するということになっております。

○議長 玉城 勇君 ほかに質疑はございませんか。3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 お伺いします。提案されているお二人のうちお一人は本町以外の在住者なんですけれども、本町にはほかに適任の方がいなかったということなんですか。

○議長 玉城 勇君 総務課長。

○総務課長 新垣圭一君 お答えいたします。このお二人ですが、弁護士につきましては県の沖縄弁護士会からのご推薦となっております。税理士につきましても県の税理士会に依頼をして、ご推薦いただいているという状況です。

○議長 玉城 勇君 よろしいですか。3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 ということは、先ほど伺ったよ

うに、本町の中には推薦していただける適任の方がいなかったという理解でよろしいんですね。

○議長 玉城 勇君 総務課長。

○総務課長 新垣圭一君 そういうことではなくて、協会のほうに推薦を求めたということとなります。適任者ということで推薦をいただいております。以上です。

○議長 玉城 勇君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 3回目と同じことを伺いますが、普通に考えれば町内の方を選任していただくほうが普通だと思うんですけども、弁護士会から推薦をいただいた、あるいは税理士会から推薦をいただいた。その中で町内にはいらっしゃいませんかということを改めて投げ返すことはしなかったんですか、それともいなかったんですか。最後の質疑です。

○議長 玉城 勇君 町長。

○町長 赤嶺正之君 お答えいたします。岡崎議員おっしゃるとおり、南風原町内に適任の方がいらっしゃるかということのは、誰がこの人を推薦して、どういう経緯でこの方が就任するかというようなこともまた一つの課題になるわけですので、例えば公募とか、そういう方法もあるかと思っておりますけれども、それよりも我々としましては弁護士会とか、あるいは不動産鑑定士協会とか、税理士会等、そういった公的な団体にちゃんと推薦依頼をお願いいたしまして、向こうからの返事で、それを尊重いたしまして就任をお願いしているということですので、町内に適任がないというふうなことではございません。町内の適任の方を誰が判断するかというようなことがまた一つの公平・公正を守るためには、そのあたりから積み上げていかないといけないですから、それよりもちゃんと公的団体でございます弁護士会とか税理士会のほうに推薦依頼をしたほうがよろしいでしょうと。そういった判断で推薦依頼をお願いしているということですので、ご理解をお願いしたいと思います。以上です。

○議長 玉城 勇君 ほかに質疑はございませんか。  
(「進行」の声あり)

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第28号と議案第29号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 異議なしと認めます。よって議案第28号と議案第29号については、委員会の付託を省

略することに決定しました。これから議案第28号と議案第29号について討論に入ります。

休憩します。

休憩（午後1時29分）

再開（午後1時29分）

○議長 玉城 勇君 再開します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 玉城 勇君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第28号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。本案について、同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、同意することに決定しました。

これから議案第29号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。本案について、同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、同意することに決定しました。

#### 日程第14. 議案第27号 令和3年度南風原町立小中学校電子黒板用PC等購入事業の売買契約について

○議長 玉城 勇君 日程第14. 議案第27号 令和3年度南風原町立小中学校電子黒板用PC等購入事業の売買契約についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第27号 令和3年度南風原町立小中学校電子黒板用PC等購入事業の売買契約について 令和3年度南風原町立小中学校電子黒板用PC等購入事業の売買契約について、下記のとおり売買契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めます。記1. 契約の目的 令和3年度南風原町立小中学校電子黒板用PC等購入事業。2. 契約の方法 指名競争入札不調による不落随意契約。3. 契約金額 1,004万3,000円。4. 契約の相手方 住所 那覇市字安謝638番地 商号 株式会社興洋電子 代表取締役 多良間洋二。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 玉城 勇君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 議案第27号の概要について説明申し上げます。議案第27号は、令和3年度南風原

町立小中学校電子黒板用PC等購入事業の売買契約についてです。今回の契約は、入札不調により不落随意契約となりました。

まず、3ページの入札結果報告書をご覧ください。令和3年5月31日に入札を行いました。予定価格は入札書比較価格、税抜き価格のことでございます。920万8,200円で8業者を指名し、3業者が入札に参加しましたが、再度入札でも予定価格の範囲内で落札者がなく入札が不調となり、入札を打ち切っております。よって、地方自治法第234条第3項及び地方自治法施行令第167条の2第1項第8号により最低価格の入札額を提示したものを交渉者として再度見積書の提出を求めたところ、4ページをご覧ください。6月2日に予定価格の範囲内で見積書の提示がありましたので、その者を随意契約の相手として協議が整いました。その結果、予定価格の入札比較書920万8,200円に対し、見積書の消費税抜き価格913万円の提示がありましたので、総額契約額1,004万3,000円としての不落随契として契約を締結する運びとなり、その提案となります。

事業の概要としては、2ページをご覧ください。事業の目的は、小中学校の電子黒板の機能強化を行うための物品の買入れとなります。納入場所が南風原町立小中学校。納入期限につきましては、契約の日から令和3年10月31日までと。事業の内容としましては、電子黒板用PCを19台。この内容につきましては、小中学校、以下のとおりであります。南風原小学校が2台、津嘉山小学校が2台、北丘小学校が4台、翔南小学校が2台、南風原中学校が5台、南星中学校4台となります。電子黒板用周辺機器については18セット、南風原小学校が1セット、津嘉山小学校が2セット、北丘小学校が4セット、翔南小学校2セット、南風原中学校5セット、南星中学校が4セットとなります。その他電子黒板用PC及び周辺機器の設置等がこの中に含まれております。以上が概要となります。ご審議のほどよろしく願います。

○議長 玉城 勇君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それではちょっと教えていただきたいと思えます。資料の提示、ありがとうございました。それでちょっとお伺いしたいんですが、今日提出していただいた資料の4ページに積算内訳書が示されていますが、たまたま今回不調が続いて、不調になって随契でできるということは非常にいいことだと思うんですけども、この4ページの資料を見ると、右側の備考欄に型番まで示されていますね。今日別紙でいただいた、これまでの電子黒板の整備のものを見ると、

メーカーというところにメーカー名が書かれているんですけども、この入札の仕様書ではどの程度までメーカーとか型番とか、そういったものを指定しているのか。要するに、商品が変われば金額が変わりますよね。メーカーが変われば同等の素材であっても金額が変わるのは当然なんですけれども、仕様書がどうなっているのか。私が懸念しているのは、同一メーカーの同一型番でしか電子黒板が運用できないとなると、入札する意味があるのかなと。今後の維持管理にも問題があるのではないかと。不具合とか、いろんなものを入れるときに、ある程度多様性が求められるのではないかという趣旨で申し上げていますので、そのあたり、入札の実態について、仕様書の内容について少し教えていただきたいと思います。

○議長 玉城 勇君 学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん お答えいたします。今回の入札に当たり、事業者の方にお送りした仕様書の中には、機器の仕様としてメモリー幾つ以上であったり、どういうCPUがあるとか、そういうのを指定しています。その中で参考機種として、こういう機械をという形で挙げていますので、応札の中で事業者の方がその機能を満たしたものを提示すれば、機器は置き換えられるような仕様書になっております。あくまで参考として記載しております。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 今の答弁でいくと、ある程度代替とか、多様性は担保されている。ただ現状としては、今日出していただいた整備状況のものからいくと、これは主な部品、主なメーカーだというふうに理解しますけれども、たまたま同じメーカーになった、そういう理解でよろしいですか。

○議長 玉城 勇君 学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん お答えいたします。議員おっしゃられるとおりです。

○議長 玉城 勇君 ほかに質疑はございませんか。3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 お伺いします。ベンダーロックインという言葉がありますね。これはこれまでに導入した電子黒板、あるいは今度導入しようとしている電子黒板に、そのベンダーロックインがなされているか、あるいはなされていると思われるか。まず、ベンダーロックインということを、すみませんが、分かりやすく教えていただいて、答弁をお願いします。

○議長 玉城 勇君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 今おっしゃっている質疑のベンダーロックインというのは、以前コンピュータと

いうのは特殊なものでしたので、ソフトウェアとかいろんなものがこのベンダーのものじゃないと動かないと。機種についてもベンダー同士、同じものでないと接合ができないということで、一つのベンダーが入札で取ってしまいますと、ずっとそれに付随して固定してしまうという意味だというふうに理解しているんですけども、それで回答してよろしいのでしょうか。そういう認識で回答を申し上げますと、現在使われているPC等については、一定のスペック等が同じであれば、どの機種でもソフトウェアは稼働するというふうな認識での入札の仕様になります。仕様の中で特定の機器でしか動かないような場合はそれを申し出て、我々のほうから了解を得る形で入札を進めないといけないというふうなことで市場価格を調査したり、仕様書を定めたりということになっていきますので、そういうことではないというふうに認識しております。

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩 (午後1時42分)

再開 (午後1時42分)

○議長 玉城 勇君 再開します。3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 分かりました。たまたま最近の新聞に、このベンダーロックインというのが出ていまして、関連するので伺いますが、公正取引委員会が今月に入って、全国1,800の官庁や自治体に、このベンダーロックインされたシステムなどを導入していないかという実態調査を行っている。そういうことが本町のシステムにもなければいいと願っているんですけども、そういう調査は本町に届いていますか。

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩 (午後1時43分)

再開 (午後1時43分)

○議長 玉城 勇君 再開します。3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 最後に、あえてこれを申し上げたのは、このベンダーロックインを中に忍び込ませて、先ほど仁士議員が言われたように、一度入れたらずっとそのメーカーのものを使わなきゃいけないようなシステムを利用者に分からないようにやっているらしいんですね。それが横行しているので、公正取引委員会が調査に入った。今回、そういう1社だけの応札というか、不調何とかということで興洋電子さんにやってもらうことになったんですが、1社だけで応札する割合が74%。2018年度で1社だけの応札に終わったのが74%もあった。1社だけの応札で終わった契約が結果的には、2社以上の応札があった場合に比べて14%

も契約金額が高かったという事例があったので伺いました。議長、私の質疑、飛んじやって申し訳なかったんですが、この資料を参考に、後で事務局から皆さんにコピーを配っていただいでよろしいですか。

○議長 玉城 勇君 休憩します。  
休憩（午後1時45分）  
再開（午後1時47分）

○議長 玉城 勇君 再開します。3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 一部読み上げます。会計検査院が5月に公表した調査結果によると、2018年度に各省庁が調達した情報システムの競争契約423件のうち、参加した業者が1社のみの1社応札割合が74%だったと。予定価格に対する契約金額の割合、落札率は、参加業者が1社のみの場合は平均96%で、2社以上が入札した場合よりも約14%高かったと。1社のみの入札では競争原理が働かず、価格の高止まりを招きかねない。検査院は、既存業者以外の業者の参入による競争性向上を図ることが必要と指摘しています。この情報を皆さんと共有したかったんです。

○議長 玉城 勇君 よろしいですね。ほかに質疑はございませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第27号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 玉城 勇君 異議なしと認めます。よって議案第27号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第27号について討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 玉城 勇君 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これから議案第27号 令和3年度南風原町立小中学校電子黒板用PC等購入事業の売買契約についてを採決します。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

## 日程第15. 報告第2号 令和2年度南風原町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長 玉城 勇君 日程第15. 報告第2号 令和2年度南風原町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。まず、提出者から報告を求めます。総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それでは報告第2号 令和2年度南風原町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。標記について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

それでは報告第2号の資料をお願いいたします。報告第2号 令和2年度南風原町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、概要を説明します。令和2年度における一般会計繰越明許費は、2款. 総務費から10款. 教育費まであり、繰越手続を行った18事業、限度額合計5億5,074万6,000円のうち、15事業、5億2,066万2,760円が令和3年度へ繰り越した額となっています。また、財源内訳については、既収入特定財源が9万7,271円、未収入特定財源のうち、国県支出金が2億735万1,200円、町債が1億590万円、その他が1億6,990万2,000円、一般財源が3,741万2,289円となっています。

それでは各事業ごとに説明します。2款. 総務費は1件の繰越しです。1項. 総務管理費の庁舎設備等機能強化事業2億7,887万5,000円は、庁舎空調等更新工事で6月に補助事業の交付決定を受けた後に契約を行い、令和4年1月末の完了を予定しております。

3款. 民生費は1件の繰越しです。2項. 児童福祉費の保育対策総合支援事業2,625万円は、新規開園予定の小規模保育園改修費等支援事業で、9月中旬に完了し、10月の開園を予定しております。

4款. 衛生費は1件の繰越しです。1項. 保健衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業8,451万5,000円は、5月9日から高齢者を対象とした集団接種を開始し、今後は65歳未満の町民を対象に順次接種を行う予定をしております。

7款. 商工費は1件の繰越しです。1項. 商工費の地域産業支援事業4,010万円は、沖縄県緊急事態宣言による時短営業で影響を受けた中小企業を支援する給付事業で、4月から受付を開始し、7月末の完了を予定しております。

8款. 土木費は3件の繰越しです。4項. 都市計画費の南風原町都市計画マスタープラン策定業務550万円は、令和4年3月末の完了を予定しております。津嘉山中央線街路事業2,264万1,290円は、6月中旬に工事

契約を交わし、11月末の完了を予定しております。津嘉山中央線街路事業（2工区）2,213万7,710円は、9月末の完了を予定しております。

9款. 消防費は1件の繰越しです。1項. 消防費の防災体制強化事業540万9,000円は、国土強靱化地域計画策定業務で、6月中の完了を予定しております。

10款. 教育費は7件の繰越しです。2項. 小学校費の南風原小学校空調機設置工事1,101万7,000円は、3月に契約を交わし、6月末に完了を予定しています。感染症対策事業640万円は令和4年2月末に完了を予定しております。公立学校情報機器整備事業264万円は、5月に契約を交わし10月末に完了を予定しております。3項. 中学校費の南風原中学校空調機設置工事777万1,000円は、3月に契約を交わし、6月末に完了を予定しております。中学校改修工事288万6,760円は、4月30日に完了しております。感染症対策事業320万円は令和4年2月末に完了を予定しております。公立学校情報機器整備事業132万円は、5月に契約を交わし10月末に完了を予定しております。以上が報告第2号 令和2年度南風原町一般会計繰越明許費繰越計算書の概要です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長 玉城 勇君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは一点だけお願いします。繰越計算書の中の一番上、庁舎設備機能等強化事業についてですが、もし間に合えば議会の最終日に出てくるというふうに事前に伺っていますけれども、もし仮に交付決定が下りなかった場合についてどうなるのか。そのままなくなるだけなのか、財源を組み替えてやるのか、そのあたりをちょっと教えていただけますか。

○議長 玉城 勇君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 こちらの事業につきましては、先日認可を受けております。ただ、交付決定はまだです。許可はいただきましたが、今後正式な申請をして交付決定を受け、議会へ契約の手続の上程の手続となりますが、先方からの認可は受けております。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 認可というのは、事業としては認められたと。つまり、なくならないと。交付決定の時期を待つだけだと、そういう理解でよろしいですか。

○議長 玉城 勇君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 正式には採択通知は届いていますので、今後正式に手続を取って事業を進めていくということになります。

○議長 玉城 勇君 ほかに質疑ございませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。報告第2号 令和2年度南風原町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告については、これをもって終了します。

#### 日程第16. 報告第3号 令和2年度南風原町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

○議長 玉城 勇君 日程第16. 報告第3号 令和2年度南風原町下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題とします。まず、提出者から報告を求めます。経済建設部長。

○経済建設部長 金城克彦君 それでは報告第3号 令和2年度南風原町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告いたします。

それでは資料の2ページをお開きください。令和2年度における下水道事業会計予算繰越費は、予算計上額1億2,223万5,000円に対し、支出済み額5,855万7,301円となり、6,367万7,699円が令和3年度へ繰り越した額となっています。財源内訳については、未収入特定財源のうち、国県等補助金が3,817万3,619円、企業債が2,540万円、一般財源10万4,080円となっています。繰越しの主な理由は、地権者との工事用の用地借り上げ交渉に不測の日数を要したためによるものです。事業の進捗状況については、契約繰越の工事2件が5月12日に竣工検査を終え完了しました。また、6月中に照屋地内の雨水幹線工事2件、磁気探査業務1件、物件補償委託業務1件をそれぞれ契約し、12月末完了を予定しております。以上が報告第3号 令和2年度南風原町下水道事業会計予算繰越計算書の概要です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長 玉城 勇君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。報告第3号 令和2年度南風原町下水道事業会計予算繰越計算書の報告については、これをもって終了します。

#### 日程第17. 報告第4号 令和2年度南風原町土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長 玉城 勇君 日程第17. 報告第4号 令和2年度南風原町土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰

越計算書の報告についてを議題とします。まず、提出者から報告を求めます。経済建設部長。

○**経済建設部長 金城克彦君** 報告第4号 令和2年度南風原町土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

それでは資料の2ページをお開きください。令和2年度における土地区画整理事業特別会計繰越明許費は、今回手続を取りました限度額3,523万7,000円のうち、3,523万6,800円が令和3年度へ繰り越した額となっています。財源内訳については、既収入特定財源が3,523万6,800円となっています。事業の進捗状況については、契約繰越の造成工事2件が5月6日、5月27日に完了し、残り1件の工事が6月末完了を予定しております。以上が報告第4号 令和2年度南風原町土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の概要です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○**議長 玉城 勇君** これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○**議長 玉城 勇君** 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。報告第4号 令和2年度南風原町土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告については、これをもって終了します。

#### 日程第18. 報告第5号 専決処分(和解及び損害賠償の額の決定)の報告について

○**議長 玉城 勇君** 日程第18. 報告第5号 専決処分(和解及び損害賠償の額の決定)の報告についてを議題とします。まず、提出者から報告を求めます。副町長。

○**副町長 国吉真章君** 報告第5号 専決処分(和解及び損害賠償の額の決定)の報告について 地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告いたします。記1 専決処分事項 和解及び損害賠償額の決定について。2 専決処分した理由 法律上町の義務に属する損害賠償で、1件50万円以下のものに係る和解及び損害賠償の額の決定に関する事項。専決処分については、5月25日に行っております。

1 専決処分事項 和解及び損害賠償額の決定について。2 相手方 記載のとおりであります。3 事故の概要 令和3年2月26日、翔南幼稚園駐車場内において、給食配送車が回転広場へ進入し給食受室に後

進した際、給食配送車の左側サイドミラー支柱が乗用車の左側サイドミラーに接触し損害を与えたものであります。4 損害賠償額 5万9,700円。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○**議長 玉城 勇君** 教育部長。

○**教育部長 金城郡浩君** まず説明を申し上げる前に、教育委員会のほうで度々こういった事案が発生して、大変申し訳ありません。先ほど書類のほうの差し替えがございました。私以下、気を引き締めて事務に当たるよう、今後気をつけてまいります。申し訳ありませんでした。

報告を申し上げます。今回の専決処分になった事故発生状況ですが、資料のほうをご覧ください。資料として書いている図のほうは、翔南幼稚園の駐車場に入ってくる図でございます。駐車場で一番後ろのほう回転広場となっているんですけども、その回転広場のほうに事務の車が一時的な駐車として駐車されていたところに給食車両が回転するために入ったため、バックしながらハンドルを切る、その内輪差というんですか、その差でもってミラーをぶつけて破損してしまったということでございます。この件については、給食の配送で非常にせわしいということもありますが、そもそもこれは不注意というか、その部分でございます。今後、気を引き締めて配送等に当たるよう、今後とも注意して、また訓練等を行っていきたいと思います。事故発生については令和3年2月26日、事故場所については、宇喜屋武381番地ということで、損害賠償額が5万9,700円という形となっております。以上、概要を報告します。

○**議長 玉城 勇君** これから質疑に入ります。質疑はありませんか。8番 照屋仁士議員。

○**8番 照屋仁士君** それでは今、資料のほうで発生状況をご説明いただきましたが、部長からは不注意という説明はありましたけれども、私は不注意もあつたと思いますが、これは何回目ですかね。不注意だけではないと私は思うんですよね。この駐車場の構造的な問題ですとか、僕も以前委員会でも指摘しましたが、幼稚園、小学校の職員駐車場の確保状況、そういったもろもろの要因が私はあるというふうに思います。ですから、今回起こってしまったことは当然気を付けるべきことですが、根本的な問題解決には、各小学校、幼稚園においての職員駐車場の確保、そして状況の確認。以前から指摘しているとおり、特に翔南小学校、翔南幼稚園の駐車場の出入りというのは非常に危ない、危険な状況になっていますので、これを不注意で済まさずに、是非とも根本的な改善をお願いした

いということを申し上げて、終わりたいと思います。

○議長 玉城 勇君 よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 ここは説明では回転広場というふうになっているんですが、そのぶつけられた車、この車は回転広場に置かれているのか。ラインが引かれている駐車場とあるんですけれども、ここは駐車場として確保されているところに車が止められているのか。この辺をちょっとお聞きしたいと思います。責任割合100%というふうになっているんですが、もし駐車場でない回転広場に車が止められたということであれば、責任割合はちょっと違ってくるんじゃないかなと。不注意でぶつけたということは、それは責任を取らないといけないと思いますけれども、その回転広場がどのように使われていたのか。この図から見ると、どうなのかがよく分からないんですけれども、実際に給食配送車がここに頭を突っ込んで、バックしてやるということができないような状況になっていたのか。その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長 玉城 勇君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 現場状況としましては、駐車場としては段差がなくフラットな状態ですけれども、現場のほうの駐車位置を示すマーカーがついています。要するに、線がついていると。回転広場の部分については駐車禁止ということで黄色いゼブラマークというマークを入れて、回転広場というふうな形の表示をしています。今回ぶつけられた車は、その黄色いゼブラマークの範囲内に駐車してあったと。本人としましては、ちょっと用事を済ませてすぐどかすつもりで止めたものなんですけれども、どうしても給食車両が配送する時期と重なってしまったために、またこの日は雨も降っていたということで、このような接触事故が発生した形となっております。以上です。

○議長 玉城 勇君 14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 今のお話ですと、回転広場のゼブラマーク、要するにラインが引かれていると。そういうところに駐車されていたと。ここに駐車してはいけないところなんですよね。そういうことであれば、給食車両は急いでいたというのは分かるんですけれども、頭を突っ込んでバックできないということであれば、これをどかすとか、それまで待つとか、そういうことはできなかったのか。駐車場じゃないところに止めたその本人も私は悪いというふうに思います。回転広場に駐車したわけですから。だから、そういう意味では責任割合が100%というのは、この辺はどのように……。これは和解したというふうになっているわけで

すから、皆さん方がそれを認めたわけですから、それはそれであれなんですけれども、その辺は今後は注意してほしいなというふうに思います。\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_そういう意味では、回転広場に車を止めさせないというふうなことを徹底しないと、また起きると思います。だって、回転広場がこれだけ必要だということで造ったはずですので、その辺は先ほど仁士からもあったように、駐車場の確保の問題がまた出てきますが、今回はそれは言いませんけれども、この確保の問題もあると思います。その辺は今後是非注意してもらいたい。こういう回転広場に止めるなということでゼブラマークをしているわけでしょう。その辺は是非徹底してほしいというふうに思います。その辺、いかがですか。

○議長 玉城 勇君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 議員ご指摘のとおりだと思います。駐車していて、回転広場といえども給食車両のほうも難しいと思ったら、一旦降りて行って、どけてくれというふうなことをやるべきだったというふうにも私たちが考えております。その辺については、こちらのほうで再度再教育をして、そういうふうにならないようにということで勉強会を含めて、注意をしたいと思います。それから割合については、どうしても止まっている車ですので、その止まっているものにぶつけたということで、そういう割合になるということでもございました。

○議長 玉城 勇君 ほかに質疑はございませんか。  
(「進行」の声あり)

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。報告第5号 専決処分(和解及び損害賠償の額の決定)の報告については、これをもって終了します。

○議長 玉城 勇君 以上で本日の日程は、全部終了しました。本日は、これで散会します。

散会(午後2時15分)